

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

規則

○福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則 三

告示

○土壌汚染対策法により要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定を解除する件 三

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 三

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 三

○土地改良法により換地計画を定めた件 三

○林業種苗法により生産事業者の登録をした件 三

○保安林の指定施業要件を変更する件 三

○道路の区域を変更する件 三

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三

○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三

○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三

○都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 三

規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月二十七日

福島県規則第二号

福島県知事 内堀雅雄

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則（昭和四十三年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「同項第十九号」を「同項第二十号」に、「同項第三号若しくは又は第十二号」を「同項第三号又は第十一号」に改める。

第四条第三項第十号中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「若しくは中心市街地活性化法第五十一条第二項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加え、同項第十一号中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の下に「又は中心市街地活性化法第五十一条第一項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加える。

別表12の項中「認定特定民間中心市街地活性化事業計画」の次に「若しくは中心市街地活性化法第五十一条に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画」を加え、同表13の項中「第15条第1項第19号」を「第15条第1項第20号」に改め、同表14の項中「第15条第1項第19号」を「第15条第1項第20号」と、「同項第3号」の次に「又は12の項」を加える。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の福島県中小企業高度化資金の貸付けに関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の資金の貸付けについて適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

（経営金融課）

告示

福島県告示第三十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成二十七年一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 法第六条第四項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域の指定の一部を次のとおり解除する。
 - 指定を解除する区域

会津若松市門田町大字飯寺字村西五百番の一部で次の図に示す区域
 - 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準（土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準をいう。以下同じ。）又は土壌含有量基準（同条第二項の基準をいう。以下同じ。）に適合していなかった特定有害物質（法第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。以下同

- じ。)の種類
- (一) 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
砒素及びその化合物並びに鉛及びその化合物
- (二) 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
なし

3 講じられた汚染の除去等の措置

二 法第十一条第二項の規定により、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定を次のとおり解除する。

- 1 指定を解除する区域
会津若松市門田町大字飯寺字村西五百番の一部
- 2 指定を解除する区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
- (一) 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
なし
- (二) 土壌含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面を福島県生活環境部環境共生総室水・大気環境課及び福島県会津地方振興局県民環境部環境課に備え置いて縦覧に供する。)

(水・大気環境課)

福島県告示第四十号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十七年一月十七日救急病院として認定した。

平成二十七年一月二十七日

名称	所在地	福島県知事	内堀雅雄
独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院	二本松市成田町一―五五三	認定有効期限	平成三〇年一月一六日

(地域医療課)

福島県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年一月二十七日から同年五月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市商工観光部商工労働課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
岡小名ショッピングセンター 福島県いわき市小名浜岡小名字岸前五十三の一ほか
- 二 変更した事項
- 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) 日本化成株式会社
代表取締役 松永 正大
- (変更後) 日本化成株式会社
代表取締役 中村 英輔
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 別紙書面のとおり
(変更後) 別紙書面のとおり
- 三 変更した年月日
1 平成二十二年六月二十五日
- 2 別紙書面のとおり
- 四 届出年月日
平成二十七年一月十九日
- 五 届出をした者
日本化成株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、大槻地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。このために係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十七年一月二十八日から
同 年二月十六日まで (二十日間)
- 三 縦覧の場所
田村市役所

(農地管理課)

福島県告示第四十三号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により、次のとおり

生産事業者の登録をした。
平成二十七年一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の所在地	登録年月日
福島県五 六四	株式会社福島 植物園 代表 取締役 松浦 進 福島市町庭坂 字大膳橋一九 番地の五	幼苗の育成及び 幼苗以外の苗木 の育成	福島市町庭坂字 大膳橋一九番地 の五	平成二十七年一月一 四日

(森林整備課)

福島県告示第四十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十七年一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市久之浜町末続字下長沢三一、三三、四三から四七まで、四九、五二、五三、五四の三、五六の一、五七の一、五九、六〇の二から六〇の三まで、六一の一、六三の一、六五、六六、六八の一、六九の一、七〇、七一、七三、九二、字岸内一二一、一二二、字深谷九二の一、久之浜町金ヶ沢字小浜二九、三〇の一、三〇の三、三四の二、字腰目作一三から一五まで、一八、字戸ノ入七七から七九まで
保安林として指定された目的
風害の防備
- 変更後の指定施業要件
変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字下長沢四三・五三(以上二筆、次の図に示す部分に限る。)、五四の三、六九の一・七〇・七三(以上三筆、次の図に示す部分に限る。)、字岸内一二二、字深谷九二の一(次の図に示す部分に限る。)、字小浜三〇の一、三〇の三、三四の二、字腰目作一三から一五まで・一八(以上四筆、次の図に示す部分に限る。)、字戸ノ入七七、七八、七九(次の図に示す部分に限る。)

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市久之浜町久之浜字須賀二七の三、二七の七、二八の一、二八の三、久之浜町末続字下長沢四三・五三(以上二筆、次の図に示す部分に限る。)、五四の三、六九の一・七〇・七三(以上三筆、次の図に示す部分に限る。)、字岸内一二二、字深谷八八の五、八八の六、九二の一(次の図に示す部分に限る。)、久之浜町金ヶ沢字小浜三〇の一、三〇の三、三四の二、字腰目作一三から一五まで・一八(以上四筆、次の図に示す部分に限る。)、字戸ノ入七七、七八、七九(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
潮害の防備
- 変更後の指定施業要件
変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 主伐は、択伐による。
(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。
(森林保全課)

福島県告示第四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で平成二十七年一月二十七日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十七年一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の別	変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
-----	-----	-----------	-----------	-----------------	---------------

県道喜多方会津坂下線	喜多方市塩川町吉冲字亀ヶ台一九一九番地先から	変更前	八・二〇・二八・八	一、〇二〇・〇
同	市塩川町四奈川字西鏡百二三番地先まで	変更後	一〇・六〇・三三・五	一、〇二〇・〇

(道路計画課)

公 告

公告第二十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 申請のあった年月日
平成二十七年一月十五日

二 名称

特定非営利活動法人ぬく森

三 代表者の氏名
長沢 格

四 主たる事務所の所在地
福島県伊達市保原町字久保四十七番地三

五 定款に記載された目的
この法人は、障がい者に対して自立支援を目的とし、生活援助に関する事業を行い、健やかに暮らせる地域づくりとその他の日常生活上の援助の福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改区法の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成二十七年一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
昭和村土地改良区

退任した役員

役別 氏名 住所

理事 五十嵐 洋一 大沼郡昭和村大字大芦字中見沢一六番地

就任した役員

理事 星 三男 大沼郡昭和村大字大芦字宮田一五八二番地の一〇

(農村計画課)

公告第二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

平成二十七年一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
檜葉町土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所

監事 渡邊 秀幸 双葉郡檜葉町大字山田岡字寺西二番地

(農村計画課)

公告第二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、国見町から県北都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第二十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第九十号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

公告第二十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、いわき市からいわき都市計画公園の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)